

## (資料 1 ー参考資料)

1. 年金受給者数の将来見通し
2. 年金制度改正事項
3. 医療保険制度改正事項 (案)

# 1. 年金受給者数の将来見通し

## ①基礎年金の被保険者数、受給者数の見通し

年 度	被保険者数 ①	受 給 者 数			①/②
		老 齢 基礎年金 ②	障 害 基礎年金	遺 族 基礎年金	
平成 (西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	
17 (2005)	69.4	23.9	1.5	0.1	2.9
18 (2006)	69.3	24.8	1.5	0.1	2.8
19 (2007)	68.7	25.6	1.5	0.1	2.7
20 (2008)	68.0	26.4	1.6	0.1	2.6
21 (2009)	67.2	27.1	1.6	0.1	2.5
22 (2010)	66.6	27.6	1.6	0.1	2.4
27 (2015)	63.9	31.3	1.6	0.1	2.0
32 (2020)	62.5	32.9	1.7	0.1	1.9
37 (2025)	61.0	33.1	1.7	0.1	1.8
42 (2030)	58.4	33.3	1.8	0.1	1.8
52 (2040)	51.0	35.1	1.8	0.1	1.5
62 (2050)	45.3	34.6	1.7	0.1	1.3
72 (2060)	41.2	31.9	1.6	0.1	1.3
82 (2070)	37.1	28.6	1.5	0.1	1.3
92 (2080)	33.7	25.6	1.3	0.1	1.3
102 (2090)	31.2	23.0	1.2	0.1	1.4
112 (2100)	29.2	20.7	1.1	0.1	1.4

(注1)年度間平均値である。

(注2)基礎年金の被保険者には、65歳以上の被用者年金の被保険者が含まれておらず、公的年金の全被保険者と異なる。

(注3)受給者数は「基礎年金に相当する給付」とみなされる給付の支給を受けている者を含む。

## ②厚生年金の被保険者数、受給者数の見通し

年 度	被保険者数	受 給 者 数			
		老 齢 厚 生 年 金		障 害 厚生年金	遺 族 厚生年金
		老齢相当※1	通老相当※2		
平成(西暦)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
17(2005)	32.3	10.6	8.1	0.3	4.2
18(2006)	32.2	11.1	8.5	0.4	4.4
19(2007)	32.2	11.5	9.0	0.4	4.6
20(2008)	32.0	12.0	9.5	0.4	4.8
21(2009)	31.9	12.6	9.9	0.4	5.0
22(2010)	31.7	13.1	10.3	0.4	5.2
27(2015)	30.9	14.2	11.0	0.4	6.2
32(2020)	30.2	13.9	10.9	0.4	7.2
37(2025)	29.6	13.4	10.6	0.4	8.1
42(2030)	28.4	13.2	10.5	0.4	8.6
52(2040)	25.1	14.1	11.6	0.4	9.0
62(2050)	22.3	14.1	11.6	0.4	8.7
72(2060)	20.2	12.9	10.2	0.4	8.5
82(2070)	18.2	11.5	8.4	0.3	7.8
92(2080)	16.5	10.5	6.9	0.3	6.6
102(2090)	15.2	9.6	5.9	0.3	5.7
112(2100)	14.2	8.6	5.1	0.2	5.2

(注)年度間平均値である。

- ※1 老齢相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年以上の受給者の年金  
(経過的期間短縮を受けているものを含む。)
- ※2 通老相当とは、厚生年金の被保険者期間が25年未満の受給者の年金  
(経過的期間短縮を受けているものを除く。)

## 2. 年金制度改正事項(今後施行されるもの)

施行時期	改正内容
平成18年4月	○ 障害基礎年金と老齢厚生年金との併給
	○ 障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置の延長
	○ 年金積立金管理運用独立行政法人の創設
平成18年7月	○ 多段階免除制度の導入
平成19年4月	○ 離婚時の年金分割
	○ 高齢期の遺族年金の支給方法の変更
	○ 子のいない30歳未満の妻に対する遺族厚生年金の見直し
	○ 中高齢寡婦加算の支給対象の見直し
	○ 65歳以降の老齢厚生年金の繰下制度の導入
	○ 70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整
平成20年4月	○ 第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割
	○ 年金個人情報の定期的な通知(ポイント制)
平成20年10月	○ ねんきん事業機構の設立

### 3. 医療保険制度改革事項(案)

施行時期	主な改正内容	改正対象法律
公布日 (平成18年4月適用)	・国保財政基盤強化策の継続	国民健康保険法
平成18年10月	・現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し(2割→3割)	健保法等医療保険各法
	・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し	健保法等医療保険各法
	・保険診療と保険外診療との併用について再構成	健保法等医療保険各法
	・保険財政共同安定化事業の創設	国民健康保険法
	・地域型健保組合の創設	健康保険法
平成19年3月	・中医協の委員構成の見直し、団体推薦規定の廃止	社会保健医療協議会法
平成19年4月	・傷病手当金、出産手当金の支給率等の見直し	健康保険法(※)
平成20年4月	・70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し(1割→2割)	健保法等医療保険各法
	・乳幼児の患者負担軽減(2割)措置の拡大(3歳未満→義務教育就学前)	健保法等医療保険各法
	・高額医療・高額介護合算制度の創設	健保法等医療保険各法
	・題名を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正	老人保健法
	・医療費適正化計画	老人保健法
	・保険者に対する一定の予防健診等の義務付け	老人保健法
	・後期高齢者(75歳以上)を対象とした後期高齢者医療制度の創設	老人保健法
・前期高齢者(65歳～74歳)の医療費に係る財政調整制度の創設	老人保健法	
平成20年10月	・政管健保の公法人化	健康保険法

[注] (※)は被用者保険各法共通